

美幌町自治基本条例逐条解説（抜粋）

美幌町自治基本条例

（条例等の見直し）

第 48 条 町長は、この条例の施行の日から 4 年を越えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、別に定める美幌町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びその他の事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

【解説・考え方】

◇ 第 1 項関係

町長は、この条例の各条項が社会経済情勢の変化に適合し、所期の目的を達成しているかどうかについて、条例施行後 4 年を超えない期間ごとに検討することを規定しています。

検討の期間を「4 年を超えない期間ごと」としたのは、町長は、任期中、少なくとも 1 回は条例の内容について検討すべきとの考えからですが、必要があれば、4 年間という期間に限らず、適宜条例の内容を検討することは当然のことです。

◇ 第 2 項関係

町長は、上記の事項を検討するに当たっては、町長から「美幌町自治推進委員会」へ諮問することとしています。

◇ 第 3 項関係

町長は、上記の検討結果を踏まえ、この条例や町政にかかわる事項で見直すことが適当であると判断したものについては、改正など必要な措置を講じることを規定しています。